

一般財団法人 新潟県水泳連盟

基本財産管理規程

【目的】

第一条 本規程は、一般財団法人新潟県水泳連盟（以下「本連盟」という。）の定款・第6条に規定する基本財産の取得、維持及び運用（以下「管理」という。）並びに処分についての必要な事項を規定することを目的とする。

【適用範囲】

第二条 定款に定めのあるものを除き、基本財産の管理及び処分については、本規程の定めるところによる。

【管理責任者】

第三条 基本財産の管理及び処分の責任者は、会長とする。

【基本財産の管理】

第四条 基本財産は銀行の定期預金及び国債その他元本が保証された確実な方法で保有し、運用する。

【基本財産の処分の制限】

第五条 基本財産は、本連盟の業務遂行上やむを得ない理由があるときを除き、処分し又は担保に供してはならない。

2 基本財産の一部処分又は除外については、定款第6条、第15条、第19条に基づき取り扱うものとする。

3 担保に供する場合には、理事会の議決を経なければならない。

【基本財産の果実】

第六条 基本財産から生ずる果実は、定款第4条に規定する事業に充てるものとする。

【改廃】

第七条 本規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議により行う。

附則 本規程は、平成 26 年 12 月 13 日より施行する。